

年 月 日

技術評価申込書(技術評価・推奨技術評価)

特定非営利活動法人 環境技術支援ネットワーク

理事長 樋口壯太郎

申込者

会社名

代表社名

印

所在地 〒

電話

技術評価(新規・再評価)(技術評価・推奨技術評価)を受けたいので、次の通り申し込みます。

記

申込技術の名称	一般名称:	
	固有名称:	
担当者連絡先	会社名	
	所在地〒	
	所属名	
	担当者(フリガナ)	
	電話	FAX
	FAX	
	E-mail	

申込技術概要説明書

申込年月日	
申請者名	
申請技術の名称	
技術の概要	
技術のメリット	
実績(事業性含む)	
既存技術との対比	
新規性	
特許の有無	

第6条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は契約締結の日より2年間とする。
2. 甲が継続して技術評価または推奨技術評価を受ける場合は、契約満了の日の前日までに再評価の申し込みを行わなくてはならない。

第7条（推奨技術評価料）

甲は第2条に定める推奨技術評価の対価は下記の通りとし、技術評価及び推奨技術評価料は契約締結時に支払うこととする。

なお、調査・試験費及び旅費交通費は、甲の申し出により、別途支払うこととする。

評価種類	技術評価	推奨技術評価	調査・試験費	日当・旅費交通費
技術評価費	50,000 円	100,000 円	実費	当 NPO 規程による
再評価	25,000 円	50,000 円	実費	当 NPO 規程による

(消費税別)

第8条（損害賠償）

甲及び乙は本契約の履行に際して、相手方に損害を与えた場合は、相手方に対して損害の賠償を行なうものとする。

第9条（解除）

一方の当事者は、他方の当事者に以下の事由が生じた場合は、他方の当事者に何ら事前の通知催告を要せずに、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 本契約に違反した場合
- ② 仮差し押さえ、仮処分、強制執行等を受けた場合
- ③ 破産、民事再生、会社更正手続きの開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあった場合
- ④ 支払い停止、銀行取引停止処分、その他信用状態の著しい悪化を示す事態が生じた場合

第10条（契約の変更）

本契約は、両当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。

第11条（協議）

1. 本契約の定めのない事項もしくはその他本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、円満に解決を図るものとする。
2. 第1項の協議について万が一甲乙間において不調の場合は、東京地方裁判所ないし

東京簡易裁判所を第1審専属管轄裁判所として最終的に解決を行うものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

印

乙：東京都中央区日本橋2-6-5

特定非営利活動法人 環境技術支援ネットワーク

事務局長 藤本 秀夫 印